

広島県告示第四百七十四号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によつて、宅地建物取引業免許申請等の手数料徴収業務を次のとおり委託した。

令和七年四月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委 託 を 受 け た 者		委託した年月日 （委託期間）
名 称	住 所	
公益社団法人広島県宅地建物 取引業協会	広島県広島市中区昭和町一 番五号	令和七年四月一日 （令和七年四月一日～ 令和八年三月三十一日）